第八条第四項	施行日において	スイス協定の効力発生の日において
	国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第二十七号）の施行の日（以下この条において「施行日」という。）	スイス協定の効力発生の日
第八条第五項	施行日	スイス協定の効力発生の日

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

国事行為臨時代行名

平成二十三年十一月二十八日

内閣総理大臣　野田　佳彦

内閣総理大臣　野田　佳彦
総務大臣　川端　達夫
財務大臣　安住　淳
文部科学大臣　中川　正春
厚生労働大臣　小宮山洋子

政令第三百六十号

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）の一部の施行に伴い、並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十七条第九項並びに第五十三条第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

（金融庁組織令の一部改正）

第一条　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の三に次の一項を加える。

6　検査局は、第三条各号に掲げる事務及び前各項に規定する事務のほか、別に政令で定める日までの間、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の検査に関する事務をつかさどる。

附則第三条に次の一項を加える。

7　監督局は、第四条及び前各項に規定する事務のほか、前条第六項に規定する政令で定める日までの間、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の組織及び運営一般に関する事務をつかさどる。ただし、検査局の所掌に属するものを除く。

附則第七条の二に次の一項を加える。

2　監督局銀行第二課は、第二十一条及び前項に規定する事務のほか、附則第二条の三第六項に規定する政令で定める日までの間、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の組織及び運営一般に関する事務をつかさどる。ただし、検査局の所掌に属するものを除く。

（内閣府本府組織令の一部改正）

第二条　内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

附則第三条の表に次のように加える。

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に関する内閣府設置法附則第二条第四項に規定する政令で定める日	一　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に関する次に掲げる事項の認可に関すること。 イ　設立 ロ　会社法第三十八条第一項に規定する設立時取締役及び同条第二項第二号に規定する設立時監査役の選任及び解任 ハ　取締役及び監査役の選任及び解任の決議 ニ　定款の変更の決議 ホ　合併、分割及び解散の決議 二　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

（総務省組織令の一部改正）

第三条　総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　自治行政局は、第七条第一項各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、別に政令で定める日までの間、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の組織及び運営一般に関する事務をつかさどる。

附則第十二条の三に次の一項を加える。

2　自治行政局地域政策課は、第四十八条各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、附則第四条第二項に規定する政令で定める日までの間、同項に規定する事務をつかさどる。

附則第十三条中「附則第四条第二項」を「附則第四条第三項」に改める。

（財務省組織令の一部改正）

第四条　財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）の一部を次のように改正する。

附則第二条に次の一項を加える。

6　大臣官房は、第三条各号に掲げる事務及び前各項に規定する事務のほか、別に政令で定める日までの間、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の組織及び運営一般に関する事務をつかさどる。

附則第四条の二に次の一項を加える。

4　大臣官房信用機構課は、第二十条各号に掲げる事務及び前三項に規定する事務のほか、附則第二条第六項に規定する政令で定める日までの間、同項に規定する事務をつかさどる。

（農林水産省組織令の一部改正）

第五条　農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二条に次の一項を加える。

2　大臣官房は、第三条第一項各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、別に政令で定める日までの間、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に対する立入検査に関する事務をつかさどる。

附則第三条に次の一項を加える。

2　経営局は、第七条各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、前条第二項に規定する政令で定める日までの間、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の組織及び運営一般に関する事務（大臣官房の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

附則第五条中「附則第二条」を「附則第二条第一項」に改める。

附則第七条を附則第九条とする。

附則第六条中「附則第三条」を「附則第三条第一項」に改め、同条を附則第七条とし、同条の次に次の一条を加える。

（経営局金融調整課の所掌事務の特例）

第八条　経営局金融調整課は、第七十一条各号に掲げる事務のほか、附則第二条第二項に規定する政令で定める日までの間、附則第三条第二項に規定する事務をつかさどる。

附則第五条の次に次の一条を加える。

（大臣官房検査部調整課及び検査課の所掌事務の特例）

第六条　附則第二条第二項の場合における第三十二条第一号、第二号及び第四号並びに第三十三条の規定の適用については、これらの規定中「協同組合等検査」とあるのは、「協同組合等検査及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に対する立入検査」とする。